

【第46号】

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 39
不服2023-010054	HOKUSAI Assemblage	39	Z (拒絶)	【商標法4条1項7号】 第33類「日本酒，洋酒，果実酒」
【審決要旨】 (1)「HOKUSAI」の文字は「江戸後期の浮世絵師」である「葛飾北斎」の略称を、また、「Assemblage」の文字は「集める」のほか、「ワインをブレンドすること」を意味し、該語は、自他商品識別力を有しないか極めて弱いものといえる。 (2)「HOKUSAI」の文字を有する本願商標が、特定の者（請求人）の商標として登録された場合には、全国各地の「葛飾北斎」を利活用した地域振興や観光振興等の振興を害するおそれや公正な商取引を阻害するおそれがある。 (3)このような事情を招くおそれがある本願商標を請求人の商標として登録を認めることは、社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものというべきであるから、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 511
不服2025-004126	二階堂	33	Y (登録)	【商標法3条1項4号】 第33類「焼酎」
【審決要旨】 (1)我が国において「二階堂」の氏を有する者が一定程度存在することは認められるものの、その全国人数はおよそ12,000人弱、全国順位としては1,380位前後とされており、全国的にみてその数がさほど多いとはいえない。 (2)そうすると、「二階堂」の文字は、人の氏として、それが有り触れているとはいえないから、商標法第3条第1項第4号に該当しない。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 200
不服2024-018885	タカナシ	29	Y (登録)	【商標法3条2項】 第29類「低温殺菌牛乳，生クリーム」
【審決要旨】 (1)本願商標は、「タカナシ」の文字を普通に用いられる方法で書してなり、これは、「姓氏」の一つで、我が国においてありふれた氏である、「高梨」の文字を片仮名で表記したものといえるから、商標法第3条第1項第4号に該当する。 (2)請求人は、遅くとも1994年から現在までの約30年程度の期間において、本願商標と同一の範囲内の使用商標を、使用商品に使用しており、かつ、使用商品は全国規模で販売されている。(以下省略) (3)その結果、補正された商品について使用をされた結果、需要者が請求人らの業務に係る商品であることを認識するに至ったというのが相当であるから、商標法第3条第2項の要件を具備する。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 1092
異議2022-900463		3, 21	ZC (拒絶)	【商標法4条1項11号】 第3類「化粧用クレンジング乳液、美 顔用パック、香水、化粧品」その他 <i>Pink Bear</i>
【審決要旨】 (1) 本件商標の図形と文字部分は、各々独立して商品の出所識別標識としての機能を有するものであり、該文字部分中、「B」の文字と「Pink Bear」の文字は、書体が相違し分離して看取され、また、観念上のつながりもない。 (2) そうすると、「Pink Bear」の文字が、強く支配的な印象を与えるといえるから、「Pink Bear」の文字から「ピンクベア」の称呼と「桃色のクマ」程の観念を生じる。 (3) 他方、引用商標「Pink Bear」からも、「ピンクベア」の称呼と「桃色のクマ」程の観念を生じるから、両商標は、上記の称呼、観念を同一にする類似商標である。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 124
不服2024-012822		42	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 第42類「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」その他 
【審決要旨】 (1) 本願商標と引用商標図形部分との類否を比較すると、外観において、両商標は、二つの「C字状の図形」を上下に組み合わせ、合わせて「S」の字を表現しているとみられる点において共通する。 (2) しかし、本願商標は、上側の「C字状の図形」の下端部と、下側の「C字状の図形」の上端部を近づけて、当該二つの「C字状の図形」自体で「S」を表現するように構成されている野に対し、引用商標の図形部分は、上側の「C字状の図形」の下端部と、下側の「C字状の図形」の上端部を離して、二つの「C字状の図形」で囲った部分に白抜きの「S」が浮かび上がるように構成されており、相違が顕著である。 (3) そうすると、両商標は、その全体の構成態様及び印象が全く異なるものであって、両商標を、離隔的に観察しても、外観上紛れるおそれのない非類似商標である。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 176
不服2024-014893	ダン吉	20	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 第20類「ダンボール（製）ベッド」 段吉
【審決要旨】 (1) 「ダンボール（製）ベッド」(20A01)と「建具（金属製のものを除く。）」(20A01)とは、生産部門、販売部門、原材料、品質、用途及び需要者の範囲において、いずれも一致するとはいえず、完成品と部品との関係にもない。 (2) そうすると、本願指定商品と引用指定商品とは、取引の実情に照らし、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認混同されるおそれがあるということとはできないから、非類似の商品とみるのが相当である。				